



ボツワナへの直接投資に関する プレゼンテーション

2020年12月

美しい自然



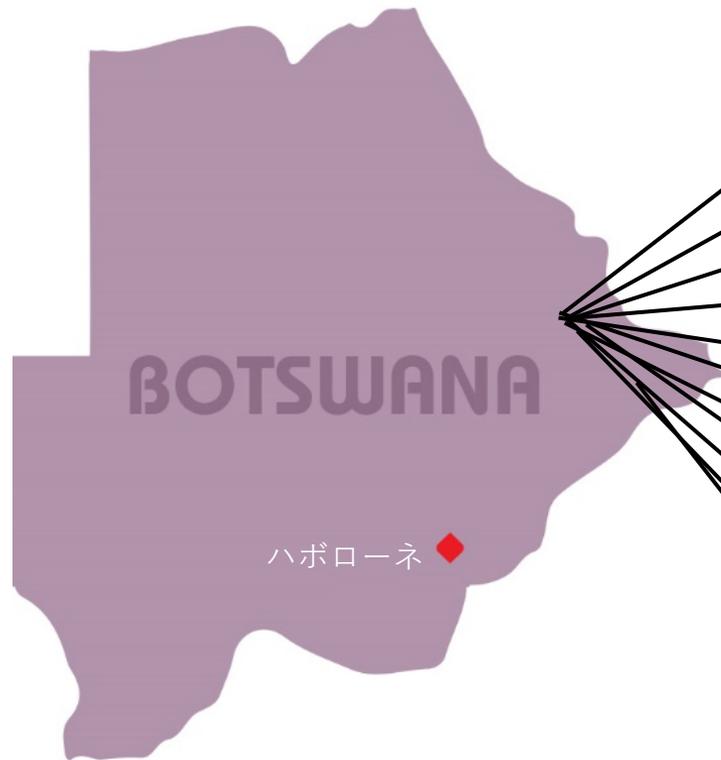
豊富な天然資源



オープンで温かい人々



- ボツワナはアフリカ南部に位置し、南アフリカ、ジンバブウェ、ナミビア、ザンビアの4か国と国境を接しています。
- ボツワナは非常に美しい国であり、アフリカサファリ「ビッグ5」に加え、世界で最も大きい内陸デルタの一つ、オカバンゴ・デルタの故郷でもあります。
- ボツワナには天然資源が豊富にあり、ダイヤモンド・石炭といった鉱物の鉱床、そして広大な陸地があります。
- ボツワナの国民はオープンで、親切です。



国土面積： 581,730 km²

人口： 2,356,000人 (注1)

- 安定した国家、平和そして透明性
- 健全な財政政策と自由経済による高い信用格付け(A2 & BBB+) (注2)
- アフリカという巨大市場への入り口
- 教育を受けた若い労働力 (注3)、投資家のニーズに合った能力を育成する研修補助金制度
- 投資成功に導く政府支援
- 競争力のあるコスト基盤
- 経済成長や投資への意欲
- 人件費の安さ (\$100/月)
- 効率的なワンストップサービスセンター
- 固定電話・携帯電話の高い普及率
- 経済特区における優遇措置

経済特区 (Special Economic Zones – SEZ) とは :

- ✓ 商法や貿易法が国家領域内の他の地域とは異なる特定の地域
- ✓ 除外条項等は経済特区の自治体が定めることが出来る
- ✓ 国家内の政策的観点にとわられず、より効率的な行政が可能な商業地域を設置

経済特区の趣旨 (注4) :

1. 投資を阻害する土地やインフラ規制の壁を撤廃し、投資家に対し以下を提供する：
 - ✓ 長期借地契約
 - ✓ 施工済みの工場建屋
 - ✓ 信頼できる公共サービスの提供 (電気、水道、通信等)
2. ワンストップサービスを通して、ビジネス環境や行政サービス全体を改善する。特に事業者登録、許可証、ビザ、労働許可、主要サービスへのアクセス、インセンティブなどの手続きを中心に改善を図る。



経済特区庁（**Special Economic Zones Authority - SEZA**）は、2015年に制定された経済特区に係る議会法によって設立され、所管省（Ministry of Investment, Trade and Industry）のもとで運営されている。

SEZAは、経済特区の設置・開発に関連する事業の全体調整・実施を担う。また、経済特区進出企業の拡大するニーズに応えるため、発注先となる零細企業や中小企業への機会創出を行う。

SEZAの役割：

- 経済特区の創設・開発・運営、また、それに要する土地の取得
- 経済特区内における道路、公共施設、下水道、排水設備などの基礎インフラ整備
- 経済特区許認可が下りた投資家への土地のサブリース
- 経済特区開発計画の承認
- 海外直接投資（輸出重視のビジネス）を誘致するための経済特区の広報・マーケティング



ボツワナ経済特区の設置計画

政策

- 経済特区政策は、国家発展に加え投資や産業政策にも結び付く
- 一国に多様な経済特区があることにより、相互補完し総合的な開発計画を構成することができる

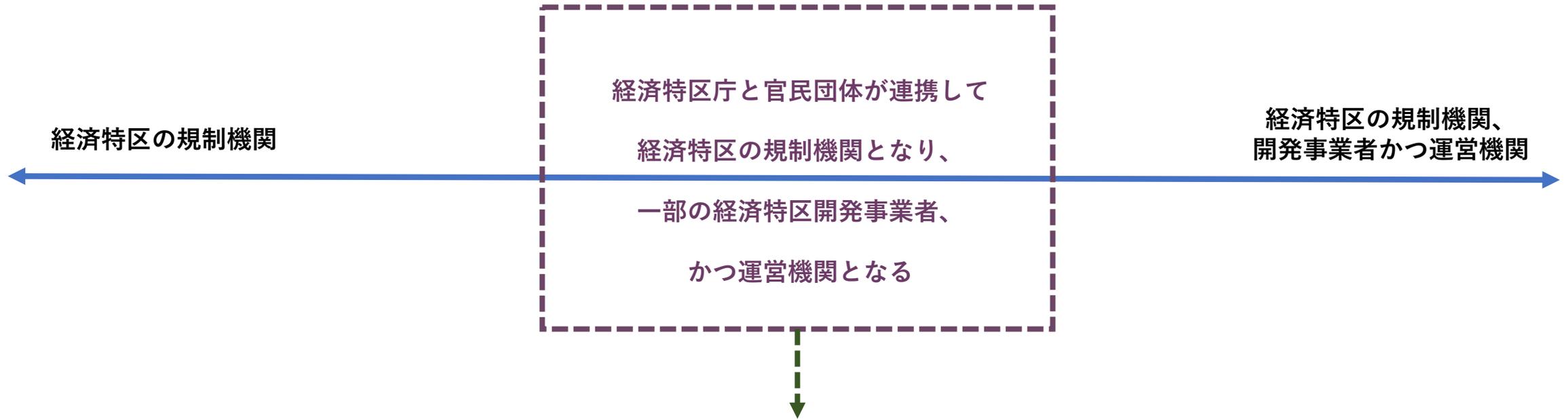
計画&管理

- 経済特区の開発（付加価値の高い産業・サービス）
- 法に基づいた独立した規制機関 (s.5, SEZ Act of 2015)
- 民間セクターの開発や各経済特区の管理
- インフラ整備のための官民連携投資
- クラスタゾーンモデル、サプライチェーンの管理
- 備え付け住宅なども含め、様々な行政サービスを完備した区画

インセンティブ

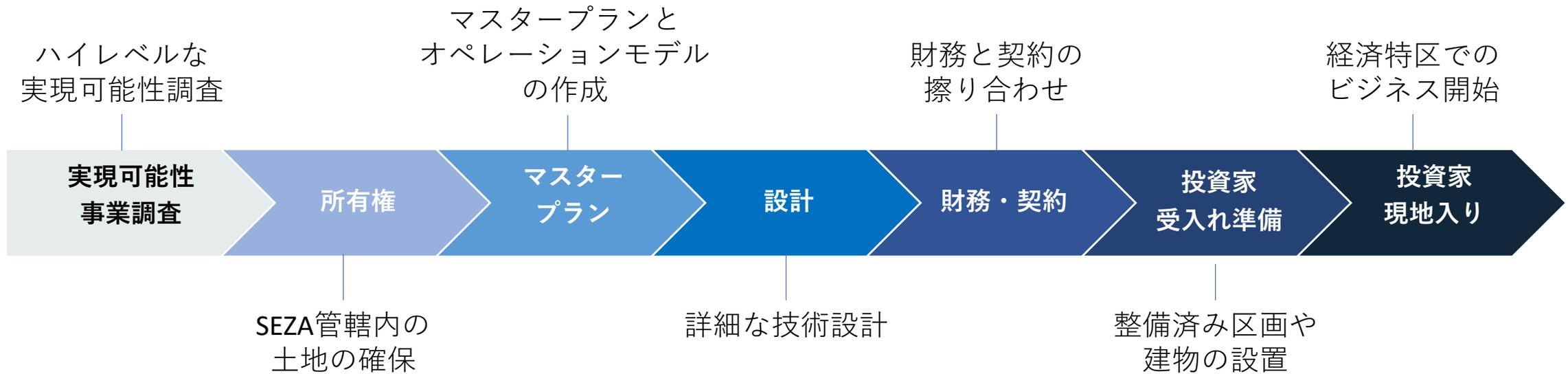
- 行政及び規制上のインセンティブの重視
- シングルウィンドウシステム & ワンストップサービスの提供
- 研究開発、技術発展、中小企業や地域の発達につながる画期的な開発政策のインセンティブ
- 地域経済および川上・川下産業の発展を重視
- 国庫収入の減少を防ぐため既存の企業は新経済特区への移転はしない

経済特区庁（SEZA）はこの中間に位置する



	基準や期待値の設定のため、SEZAによって開発・運営される経済特区
	信頼・実績のある公的パートナーによって開発・運営される 経済特区
	可能性が示された後に実現されるであろう民間主導の経済特区の開発

スマートな連携によって、SEZAは価値ある成功を実現することができる



規制機関 = SEZA (経済特区庁)

機能 = 経済特区の目的

SEZAの主要顧客

FDI (海外直接投資)、または国内企業の
国際的な貿易 (100%輸出または輸入代替)

製造

+

国際的なサービス

キープレイヤー
開発事業者
運営者
投資家

> 80%
経済特区庁の80%の
土地・焦点・活動

	インセンティブあり 規制強い
	インセンティブなし 規制軽い
	インセンティブなし 規制軽い、またはなし

暮らしと遊び = 経済特区後援者

SEZAの非主要顧客

小売り
ケータリング
地域サービス
住宅

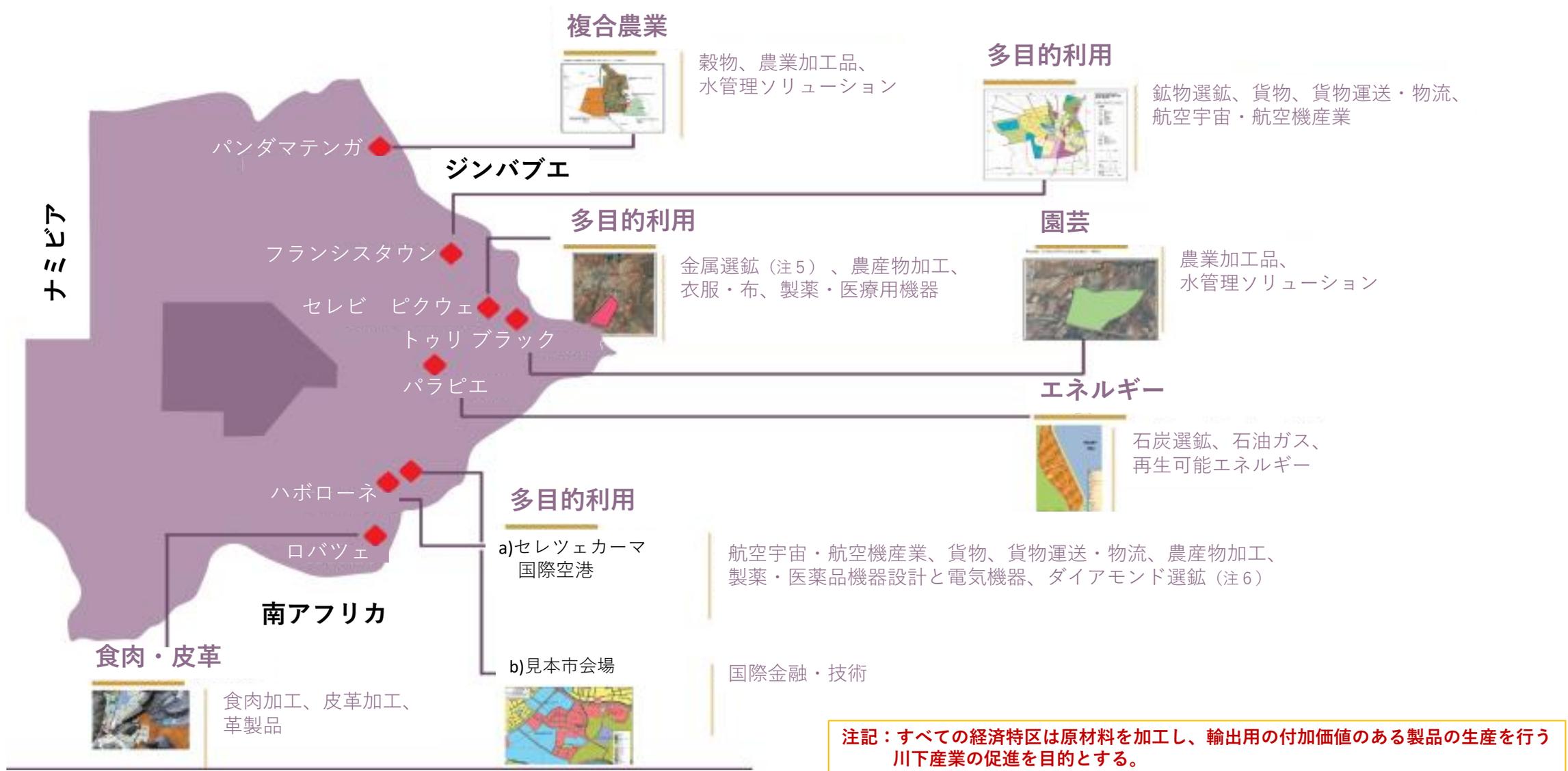
キープレイヤー
開発事業者
運営者
テナント
居住者

機能 = 経済特区の後援者

SEZAの主要国内顧客

国内製造 + FDI (海外直接投資) に対する
下請け供給者

< 20%
経済特区庁の20%の
土地・焦点・活動



注記：すべての経済特区は原材料を加工し、輸出用の付加価値のある製品の生産を行う川下産業の促進を目的とする。

経済特区インセンティブ

経済特区インセンティブ（2019年7月22日内閣承認）

当初10年間は法人税5%
その後は法人税10%

優先的土地の割り当て
更新可能な長期借地契約

輸出向けの製造用原材料
に対するVAT免除

製造用途の特別な設備や機械
の輸入の関税免除

不動産売却税の免税
5年間の固定資産税の免除

為替規制なし
利益や資本の全額本国送還可

ボツワナワンストップサービスセンター（BOSSC）との協力の下、経済特区投資サービスセンター（SISC）を通してSEZAが単一窓口となり、経済特区におけるビジネススタートアップ・拡大を促進する。サービス例は下記の通り。

- ビザ、労働・居住許可の優先発給サポート
- 業務発注先の紹介

- 環境評価の実施支援
- オンラインでの商業登録
- 24時間ビジネスサポートサービス

- 生産性や競争力を高めるためのクラスターネットワークの開発
- 国の政策や影響力のあるネットワークと投資家をつなぐ

- 効率的な通関手続き
- 建築許可の円滑化

経済特区への投資家が満たすべき許認可要件

1. 下記の要件を満たすメガプロジェクト

- ❖ 政府歳入の増加（大規模投資）
- ❖ 100%輸出志向で為替収益の拡大に資する
- ❖ 経済・輸出基盤の多様化
- ❖ 雇用創出
- ❖ 技術移転や技能向上
- ❖ 地元企業へのビジネス機会創出（中小企業など）

2. 経済特区で許可される商業活動タイプ

- ❖ 優遇政策のある活動（100%輸出志向）
 - (i) 農業関連産業
 - (ii) 製造業
 - (iii) 倉庫、配送、物流サービス
 - (iv) 国際的に取引されるサービス
- ❖ 優遇政策のない活動：
 - (v) 地元取引（経済特区サポート事業）

ありがとうございました

問い合わせ先（英語）

FIDELITY MONTHE
Investor Attraction Executive



70667, Fairscapc Precinct, The Tower, Fairgrounds



monthef@seza.co.bw



(+267) 370 8300



訳注（UNIDO東京事務所）

本資料はSEZA Botswanaの依頼をうけ、国際連合工業開発機関 東京投資・技術移転促進事務所（UNIDO東京事務所）が翻訳しました。補足として、UNIDO東京事務所の見解を以下のとおり記載します。

注1：ボツワナは人口規模は大きくありません。しかしながら、SADC（Southern African Development Community：南部アフリカ開発共同体）の事務局が同国の首都ハボロネに置かれており、SADCは、経済面では、域内の自由貿易圏の創設、関税同盟、共同市場、通貨同盟及び共通通貨の導入等を通じた経済統合スケジュールを設定しています。（2008年には、SADC貿易議定書に基づき、一部除外品を除き、また、一部未発効の国を除いて、自由貿易圏を創設し、SADC域内の関税が撤廃されています）

SADCに関する出典<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/sadc/gaiyo.htm>

このことから、本セミナーにおいても駐日ボツワナ大使から、『ボツワナは、南部アフリカ諸国への貿易・投資のゲートウェイと見ることが可能であり、大きな市場へ繋がるポテンシャルを有している』との説明がありました。

注2：いわゆる『信用格付け』は、Moody'sやStandards & Poor's等の海外の金融関係民間機関がそれぞれの財務分析に基づき行うものですので、UNIDOとしてはこれらの格付けに対しては中立の見方であります。詳しい格付けの内容については、各格付け機関のHP等をご参照下さい。

注3：UNIDO東京事務所の安永所長が、2012年頃にボツワナを当時の仕事（経済産業省鉱物資源課長）の関係で訪れた際には、『ボツワナ大学は、サブサハラで最大の蔵書規模を誇る図書館を設置して、学生の研究意欲に応える努力を行っている』との説明を現地政府関係者から受けました。現時点（2021年2月）での状況は未確認ですが、同国の高等教育関係者がそういう姿勢を有していた、ということはお伝えしたいと思います。（UNIDO安永談）

注4：UNIDOでは、2019年に[工業団地の設置にかかるガイドライン](#)を刊行しました。SEZにおける工業団地の設置が工業開発を支える有効な手段として、各国の事例とともに紹介されています。

注5：ボツワナには、ニッケル、銅、白金族元素等の金属鉱物資源が賦存しており、注目されています。これはボツワナに限りませんが、資源賦存開発途上国の一貫した考えは、『鉱物資源を掘るだけでは、一定規模の雇用は生まれるが、国内で極力付加価値を付けて輸出しないと、長期的な経済発展に繋がらない』というものです。ですから、鉱物資源ビジネスの一連のバリューチェーンを考えれば、鉱石採掘→選鉱（鉱石中の金属分を高め、価値の無い石ころ部分を可能な限り除去する）→製錬（金属の地金とする）→金属加工（地金を板、箔、粉末、パイプ、電線等に加工する）→ユーザ産業（自動車部品・電子部品等）という流れの中で、極力川下産業を立地・育成させたいと考えている訳です。



注6：ボツワナには有力なダイヤモンド鉱床があり、その採掘が同国のこれまでの経済発展を力強く支えてきています。ただし、ダイヤモンド産業、特に付加価値の高い川下分野（研磨・加工）は欧州の大資本が独占しているため、日本企業にとって投資は容易ではありません。在日ボツワナ大使館は、UNIDO東京事務所の安永所長に、ボツワナ政府が今後のダイヤモンド下流部門への日本の投資家を期待していると伝えております。また、ボツワナにはダイヤモンド選鉱などに関心のある投資家専用の経済特区があり、SEZAも日本からの投資に期待を寄せています。

関連ウェブサイト：

SEZA Botswana - <https://seza.co.bw/>

経済特区に関する法規制文書- <https://seza.co.bw/download/1699/>

SEZA規定- <https://seza.co.bw/download/1696/>

在ボツワナ日本国大使館- https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在日ボツワナ共和国大使館- <https://www.botswanaembassy.or.jp/>

世界銀行 ボツワナ統計- <https://data.worldbank.org/country/BW>

国際協力機構（JICA） - <https://www.jica.go.jp/botswana/index.html>

日本貿易振興機構（ジェトロ） アジア経済研究所- https://www.ide.go.jp/Japanese/Data/Africa_file/Country/botswana.html

訳注に関する問合せ先：

国際連合工業開発機関 東京投資・技術移転促進事務所（UNIDO東京事務所）

Email： itpo.tokyo@unido.org

TEL：03-6433-5520